

平成25年度決算
新地方公会計制度に基づく南会津町の財務書類
総務省方式改訂モデル

平成27年3月
南会津町役場総務課

I. 公会計改革と財務書類作成の意義

1. 新地方公会計制度の概要

現在の地方自治体の会計は、歳入・歳出の現金の動きのみを記録する「現金主義・単式簿記」により管理されています。このような状況の中、平成 19 年 10 月に総務省より「公会計の整備推進について」と共に「新地方公会計制度実務研究会報告書（以下、実務研究会報告書）」が示され、「発生主義・複式簿記」を特徴とする企業会計の手法を取り入れた「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」という新しい 2 種類の会計基準が紹介されました。

この新地方公会計制度を導入することで、資産や負債などのすべての行政資源と行政コストを統合的に把握することが可能となります。

2. 基準モデル・総務省方式改訂モデルの違い

(1) 基準モデル

開始時点で土地、建物、インフラ資産等を網羅した固定資産台帳を整備し、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としたものです。

(2) 総務省方式改訂モデル

目指す方向性は基準モデルと同じですが、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するものです。新地方公会計制度で新たに求められる固定資産台帳については、段階的に整備することが認められており、最終的には基準モデルと同じ台帳を整備することとなります。

3. 南会津町においては

(1) 対象となる会計と開示する会計基準

総務省からは、町村及び人口 3 万人未満の都市は平成 23 年度までに財務書類 4 表の整備または必要な情報の開示することが要請されております。

南会津町においては、平成 20 年度決算から総務省方式改訂モデルによる普通会計財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、平成 21 年度決算においては、普通会計財務書類 4 表と合わせ町全体の財務 4 表（普通会計及び特別会計の連結）を作成・公表しています。

このような経緯を踏まえ、平成 22 年度から 25 年度決算においては、地方公共団体と関係団体等を連結した、町全体の財務 4 表を作成しました。

(2) 有形固定資産の把握

財務書類 4 表作成における資産額の算定にあたっては、実務研究会報告書の指針に基

づき、昭和 44 年度から平成 25 年度までの地方財政状況調査（決算統計）の普通建設事業費の累計額により有形固定資産を把握しています。また、土地以外の有形固定資産については、実務研究会報告書に定められた耐用年数により残存価格ゼロの定額法で減価償却を行っています。

II. 普通会計

1. 貸借対照表

(1) 貸借対照表とは

貸借対照表は、町が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）が、どのような財源（負債、純資産）で形成されたのかを対象表示した表です。資産と負債・純資産が一致し表の左右で釣り合っていることから「バランスシート」とも言われます。

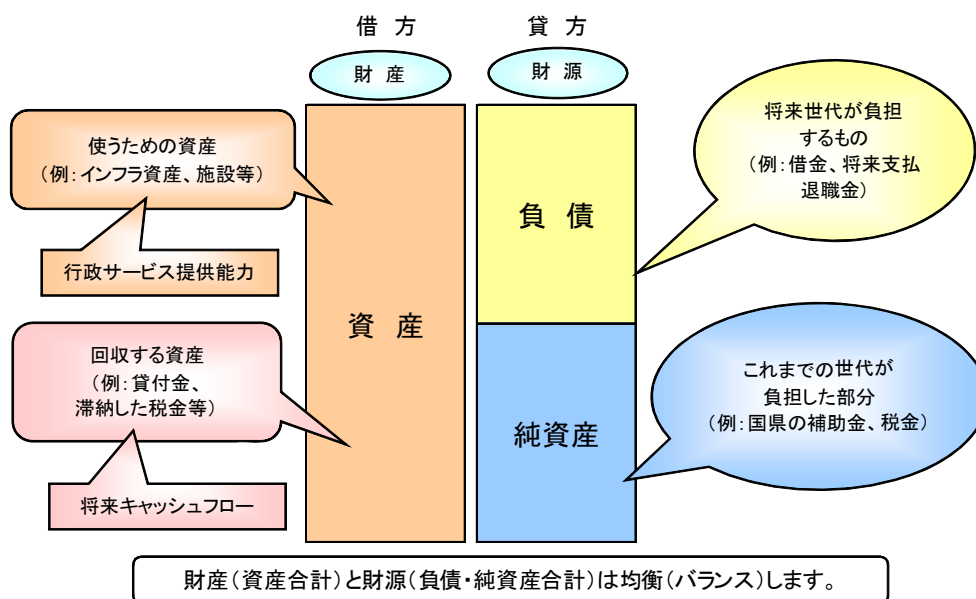
(2) 貸借対照表の構成

貸借対照表は「資産」「負債」「純資産」から構成されています。

資産には①町が住民サービス提供のために「使うための資産」と②将来、町に資金の流入をもたらす「回収する資産」の2つがあり、①については施設や道路などのインフラ資産が、②については税の滞納分等が含まれます。

負債は、将来、町からの資金の流出をもたらすもので、地方債等が含まれます。地方債は、公共資産等の「住民サービスを提供するために取得した財産の財源」であり、住民サービスを受ける世代間の公平性を図るという観点から発行されるものですので、負債は「将来世代が負担するもの」という見方ができます。

純資産は、資産と負債の差額になります。地方債と同様に「住民サービスを提供するために取得した財産の財源」ですので「これまでの世代が負担した部分」という見方ができます。



(3) 南会津町の貸借対照表

南会津町の貸借対照表（概要版）は次のとおりです。

貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産		1. 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	13,494,048
①生活インフラ・国土保全	20,554,461	(2) 退職手当引当金等	2,290,106
②教育	15,465,780		
③福祉	2,810,210	2. 流動負債	
④環境衛生	581,411	(1) 翌年度償還予定地方債	1,427,985
⑤産業振興	12,204,900	(2) その他	119,405
⑥消防	698,019		
⑦総務	4,006,142		
有形固定資産計	56,320,923	負債合計	17,331,544
(2) 売却可能資産	278,342		
2. 投資等		純資産の部	
(1) 投資及び出資金	1,252,708		
投資損失引当金	△ 23,234		
(2) 貸付金	0		
(3) 基金等	5,068,192	純資産合計	48,308,309
3. 流動資産			
(1) 財調基金等	2,222,963		
(2) 歳計現金	481,485		
(3) 未収金	38,474		
資産合計	65,639,853	負債純資産合計	65,639,853

※有形固定資産の内、土地は7,822,988千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は57,561,837千円です。

貸借対照表を南会津町の住民一人あたりに換算すると以下のようになります。

住民一人当たり貸借対照表(H26. 3. 31現在 住民基本台帳人口17,389人)

(単位:千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産		1. 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	776
①生活インフラ・国土保全	1,182	(2) 退職手当引当金	132
②教育	889		
③福祉	162	2. 流動負債	
④環境衛生	34	(1) 翌年度償還予定地方債	82
⑤産業振興	702	(2) その他	7
⑥消防	40		
⑦総務	230		
有形固定資産計	3,239	負債合計	997
(2) 売却可能資産	16		
2. 投資等		純資産の部	
(1) 投資及び出資金	72		
(内、投資損失引当金)	△ 1		
(2) 貸付金	0		
(3) 基金等	291	純資産合計	2,778
3. 流動資産			
(1) 財調基金等	128		
(2) 歳計現金	28		
(3) 未収金	2		
資産合計	3,775	負債純資産合計	3,775

(4) 貸借対照表の分析

①有形固定資産の目的別割合

貸借対照表の有形固定資産の目的別割合をみることで、どの行政分野に社会資本整備の重点を置いてきたかを把握することができます。

貸借対照表

行政目的別区分	構成比
①生活インフラ・国土保全	36.5%
②教育	27.5%
③福祉	5.0%
④環境衛生	1.0%
⑤産業振興	21.7%
⑥消防	1.2%
⑦総務	7.1%
有形固定資産計	100.0%

②投資損失引当金

投資損失引当金が 23,234 千円計上されており、第三セクター等に対する出資金のうち将来回収できないと見込まれる損失金が生じていることを意味しています。

③社会資本形成の世代間負担比率

純資産は、過去から現代までの世代（以下、現世代）の負担により形成された財産の額を示しています。公共資産残高に対する純資産の割合は、社会資本形成が現世代の負担によりどれだけ賄われたかを示すものと考えられます。

公共資産は、今後も引き続き住民サービスに利用されるものですので、現世代の負担だけで形成されていることが一概に良いとは言えませんが、健全な財政運営の視点で見ると、これからの世代（以下、将来世代）の負担に頼り過ぎているよりも、現世代が既に負担した割合が高いほうが今後の財政運営にとって望ましいと考えられます。

$$\text{現世代負担比率} = \frac{\text{純資産合計}}{\text{公共資産合計（非金融資産合計含）}} = \frac{48,308,309 \text{千円}}{56,599,265 \text{千円}} = 85.4\%$$

南会津町の比率

地方債残高は、将来世代が負担するものです。公共資産残高に対する地方債残高の割合は、これまで形成してきた社会資本に対する負担を、将来世代がどれだけ負担しなければならないのかを示すものです。

$$\text{将来世代負担比率} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{公共資産合計（非金融資産合計）}} = \frac{13,494,048 \text{千円}}{56,599,265 \text{千円}} = 23.8\%$$

南会津町の比率

現世代負担比率の平均的な値は 50% から 90%、将来世代負担比率は 15% から 40% の間と言われており、南会津町は平均的な値になっているといえます。

④資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することで、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}}$$

南会津町の比率

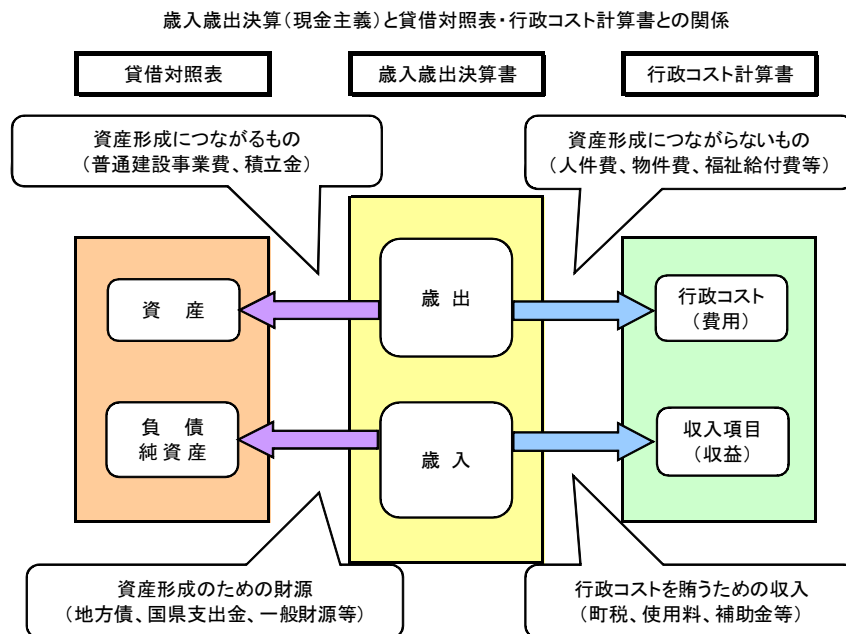
=	57,561,837千円	=	54.3%
=	56,320,923千円 - 7,822,988千円 + 57,561,837千円		

資産老朽化比率の平均的な値は 35%から 50%の間と言われており、南会津町の値は平均的な値になっておりますが、わずかに 50%を超えた値となっていることから老朽化した施設が多く、今後は統廃合も含めた施設運営の検討も必要となっております。

2. 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、1年間の行政活動のうち資産形成に結びつかない行政サービスにかかる経費（経常行政コスト）と、その行政サービスの直接の対価として得られた収入（経常収益）の状況を表したもので、企業会計における損益計算書に相当するものです。ただし、地方自治体は民間企業とは活動目的が異なることから、行政コスト計算書は損益計算のように利益が幾らなのかを計算するものではなく、行政サービス提供にかかったコストから利用者の負担を差し引いた純粋なコストを把握することが主要な目的となります。



官庁会計の歳入歳出決算書では、資産形成に関わる支出も単年度の行政サービスに関わる支出も、すべてその年度の歳入歳出を対象として収支を計算しますが、行政コスト計算書では、普通建設事業費や地方債償還費は資産や負債の増減であり、費用の発生として処理しません。一方で、歳入歳出決算書では計上されない減価償却費等については費用の発生として行政コスト計算書に計上されます。

(2) 行政コスト計算書の構造

行政コスト計算書は、縦の列が性質別に、横の行については目的別に分かれており、行政コスト計算書から、どのような分野に力を入れているのかなどの地方自治体ごとの特徴を見出すことができます。また、経常収益の部分からは、それぞれの分野がどの程度の受益者負担で賄われているかを見ることができます。

(3) 南会津町の行政コスト計算書

南会津町の行政コスト計算書（概要版）は次のとおりです。

行政コスト計算書

(単位:千円)

	(構成比率)	金額	生活・インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息等	
1. 人にかかるコスト												
(1) 人件費	16.9%	1,840,229	98,022	307,429	207,822	123,586	269,938	36,605	704,449	92,378	0	
(2) 退職手当引当金繰入等	1.7%	188,254	6,666	31,753	24,969	14,752	26,946	3,073	72,995	7,100	0	
2. 物にかかるコスト												
(1) 物件費	15.7%	1,715,113	33,680	513,893	223,134	91,058	462,056	52,011	331,603	7,678	0	
(2) 維持補修費	5.5%	596,709	435,781	31,820	4,605	274	110,653	7,305	6,271	0	0	
(3) 減価償却費	22.4%	2,449,188	652,687	457,588	188,990	46,404	775,286	78,205	250,028	0	0	
3. 移転支出的なコスト												
(1) 社会保障給付	7.7%	838,479	0	12,514	825,965	0	0	0	0	0	0	
(2) 補助金等	15.6%	1,696,516	4,031	111,236	182,490	549,624	285,529	409,561	153,034	1,011	0	
(3) 他会計等への支出	13.2%	1,443,226	153,271	0	756,988	173,692	282,262	0	77,013	0	0	
4. その他のコスト												
(1) 支払利息等	1.3%	141,036	0	0	0	0	0	0	0	0	141,036	
経常行政コスト(A)		10,908,750	1,384,138	1,466,233	2,414,963	999,390	2,212,670	586,760	1,595,393	108,167	141,036	
(構成比率)			12.7%	13.4%	22.1%	9.2%	20.3%	5.4%	14.6%	1.0%	1.3%	
												一般財源 振替額
使用料・手数料		124,699	35,401	4,538	40,266	678	3,069	0	11,110	0	0	29,637
分担金・負担金・寄付金		47,952	0	790	28,628	0	3,172	0	1,009	0	0	14,353
経常収益(B)		172,651	35,401	5,328	68,894	678	6,241	0	12,119	0	0	43,990
純経常行政コスト(A)-(B)		10,736,099	1,348,737	1,460,905	2,346,069	998,712	2,206,429	586,760	1,583,274	108,167	141,036	△ 43,990
(B) / (A)		1.58%	2.56%	0.36%	2.85%	0.07%	0.28%	0.00%	0.76%	0.00%	0.00%	

住民一人当たり行政コスト計算書

(H26. 3. 31現在 住民基本台帳人口17,389人)

	(構成比率)	金額
1. 人にかかるコスト		
(1) 人件費	16.9%	106
(2) 退職手当引当金繰入等	1.7%	11
2. 物にかかるコスト		
(1) 物件費	15.7%	99
(2) 維持補修費	5.5%	34
(3) 減価償却費	22.4%	141
3. 移転支出的なコスト		
(1) 社会保障給付	7.7%	48
(2) 補助金等	15.6%	98
(3) 他会計等への支出	13.2%	83
4. その他のコスト		
(1) 支払利息等	1.3%	7
経常行政コスト(A)		627
(構成比率)		
使用料・手数料		7
分担金・負担金・寄付金		3
経常収益(B)		10
純経常行政コスト(A)-(B)		617
(B) / (A)		1.59%

※端数処理により内訳と合計が一致しない箇所があります。

(4) 行政コスト計算書の分析

①性質別

南会津町の行政コスト計算書を性質別にみると、物に対するコストが高いことが分かります。中でも減価償却費の割合が高く、過去の資本投資が現在の行政サービスに生かされていることが分かります。また、近年の少子・高齢化の進行により、社会保障給付も今後増加していくことが予想されます。

②目的別

南会津町の行政コスト計算書を目的別に見てみると、福祉や産業振興といった分野が大きくなっています。産業振興の分野では減価償却費の割合が高くなっており、過去の資本投資が産業振興の分野に多く充当されてきたことが分かります。福祉の分野では社会保障給付等の移転財源的なコストが高くなっていることが分かります。

③経常収益

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額で経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益（業務収益）}}{\text{経常行政コスト合計（経常費用）}} = \frac{\text{南会津町の比率}}{\text{172,651千円}} = \frac{\text{10,908,750千円}}{\text{1.6\%}}$$

受益者負担比率の平均的な値は2%から8%の間と言われております。

分野別に経常収益の割合を見ると一番高い福祉の分野でも2.9%であり、経常行政コストの多くが直接的な受益者負担以外の税金等の財源で賄われていることが分かります。

3. 純資産変動計算書

(1) 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産（資産から負債を差し引いた部分）の1年間の増減を示したものです。

(2) 純資産変動計算書の構造

貸借対照表において純資産は、これまでの世代が負担してきた部分を示していますので、これまでの世代が負担してきた部分が1年間で増えたのか減ったのかが分かります。

純資産の変動要因の主なものは、純経常行政コスト（減少要因）と一般財源（地方税や地方交付税）・補助金等（増加要因）であり、純経常行政コストが一般財源・補助金等を上回れば純資産が減少し、逆に下回れば純資産が増加することになります。

すなわち、純資産変動計算書において、一般財源・補助金等で純経常行政コストを賄いきれないということは、将来への負担を増加させる要因となります。

(3) 南会津町の純資産変動計算書

南会津町の純資産変動計算書（概要版）は次のとおりです。

純資産変動計算書

(単位: 千円)

	金額	
期首純資産残高	47,549,146	
純経常行政コスト	△ 10,736,099	
財源調達		} 9,335,733
地方税	1,572,427	
地方交付税	7,101,362	
その他行政コスト充当財源	661,944	
経常補助金	1,564,857	
建設補助金	732,310	
臨時損益等	△ 137,638	
期末純資産残高	48,308,309	

純経常行政コストに計上された金額は、行政コスト計算書の純経常行政コストと一致します。

(4) 純資産変動計算書の分析

一般財源・補助金等が純経常行政コストを上回っており、結果として期首純資産残高に対して期末純資産残高が 759,163 千円増となっております。

また、行政コスト計算書の純経常行政コストと純資産変動計算書の一般財源等の比率を見ることにより、当年度の純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたのかがわかります。比率が 100% を下回っている場合は、翌年度以降に引き継ぐ資産が蓄積されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたこと（もしくはその両方）を表しており、逆に、比率が 100% を上回っている場合は、過去から蓄積された資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと（もしくはその両方）を表しています。比率の数値が 100% から乖離しているほど、それらの割合が高いことになり、平均的な値は 90% から 110% の間とされます。

$$\text{行政コスト対税収等比率} = \frac{\text{純経常コスト (純経常費用)}}{\text{一般財源+補助金等受入 (その他一般財源のみ)}}$$

南会津町の比率	
= $\frac{10,736,099 \text{千円}}{9,335,733 \text{千円} + 1,564,857 \text{千円}} = 98.5\%$	

南会津町の行政コスト対税収等比率は 98.5% となっており、経常的な一般財源等により純経常行政コストのほとんどが賄われていることがわかります。

4. 資金収支計算書

(1) 資金収支計算書とは

資金収支計算書とは、1年間の資金の流れを活動別に「経常的収支」「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」の3つに区分して表示したもので、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当するものです。資金の流れを示した点では歳入歳出決算書と似ていますが、活動別に区分することで、歳入歳出決算書では分からなかった活動別の資金調達と資金使途を把握することができます。

(2) 資金収支計算書の構造

①経常的収支

経常的収支の部には、人件費や物件費などの支出と、税金や手数料などの収入による経常的な行政活動の収支の結果が示されています。

②公共資産整備収支

公共資産整備収支の部には、公共資産の整備に伴う支出と、その財源である補助金や借入金などの収入による公共事業の実施に伴う収支の結果が示されています。

③投資・財務的収支

投資・財務的収支の部には、出資金や貸付金、基金積立てなどの支出と、貸付金の回収などの収入や、地方債の発行等の投資活動と財務的活動による収支の結果が示されています。

④基礎的財務収支（プライマリーバランス）

基礎的財政収支とは、一般的に地方債の発行と償還を除いた財務状況を示すものですが、財源の調整機能である財政調整基金と減債基金も除いた、実質的な収支のバランスを表示しています。この収支が黒字であれば、地方債の償還に係る費用以外の歳出は、新たな借金ではなく当年度の税金等で賄えたことを意味するものです。

(3) 南会津町の資金収支計算書

南会津町の資金収支計算書（概要版）は次のとおりです。

資金収支計算書

（単位：千円）

	支出	収入	収支額
1. 経常的収支	8,207,849	11,504,599	3,296,750
2. 公共資産整備収支	2,272,519	1,626,499	△ 646,020
3. 投資・財務的収支	2,927,099	118,975	△ 2,808,124
計	13,407,467	13,250,073	△ 157,394

当年度繰上充用金増減額	0
当年度歳計現金増減額	△ 157,394
期首資金残高	638,879
期末資金残高	481,485
(基礎的財政収支)	
収入総額	13,250,073
支出総額	△ 13,407,467
地方債発行額	△ 1,183,100
財政調整基金等取崩額	△ 58,000
地方債元利償還金	1,673,576
財政調整基金等積立金	212,427
基礎的財政収支	487,509

「期末資金残高」に計上された金額は、貸借対照表の歳計現金と一致します。

(4) 資金収支計算書の分析

① 当期収支及び基礎的財政収支

公共資産整備収支、投資・財務的収支及び経常的収支を含めた計がマイナスとなっていますが、これは、経常的収支の財源（一般財源）でも賄いきれず、平成 25 年度は歳計現金が減少していることを意味しています。

基礎的財政収支については、黒字となっており財政の健全性と持続可能性を保っているといえます。

② 歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたものかを見ることができます。平均的な値は、3.0 年～7.0 年の間とされ、本町は 4.25 年と平均的な数値にあります。

$$\text{歳入額対資産比率} = \frac{\text{資産合計}}{\text{資金収支計算書の収入合計}} = \frac{56,320,923 \text{千円}}{13,250,073 \text{千円}} = 4.25 \text{年}$$

南会津町の比率

II. 連結会計財務書類について

1. 連結財務書類の目的

(1) 連結財務書類とは

連結財務書類とは、「普通会計のほか、町全体を構成する特別会計や町と連携して行政サービスを実施している一部事務組合、第三セクター等を 1 つの行政サービス主体とみなして作成する財務書類」のことです。

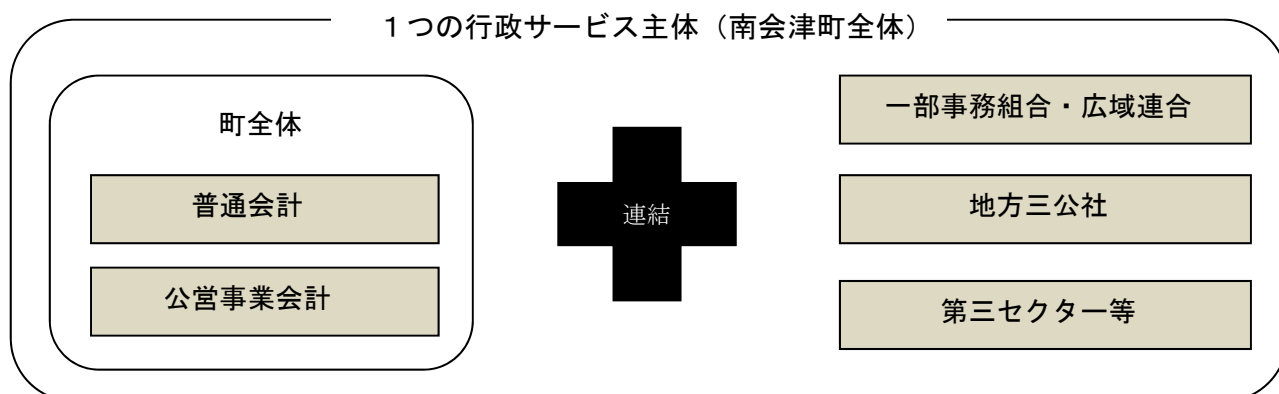
(2) 連結財務書類作成の目的

町の行政サービスは、普通会計だけでなく、多様な会計や関係団体の連携・協力により実施されています。このため、普通会計の財務書類を作成するだけでは、必ずしも 1 つの行政サービス実施主体全体としての財務状況の全体像を把握することはできません。

そこで、町と関係団体等を連結して一つの行政サービス主体としてとらえ、補助金等の公的資金によって形成された資産の状況やその財源とされた負債や純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況等を総合的に明らかにすることを目的として、連結財務書類を作成するものです。

また、町全体のより一層の財務状況の透明性の向上と住民に対する説明責任を果たすことも期待されています。

【連結財務書類のイメージ】



（3）連結対象団体等の連結の方法

連結対象団体等の連結の方法には、「全部連結」と「比例連結」の2つの方法があり、連結対象団体等によってそれぞれ手法が異なります。

① 全部連結

普通会計、公営事業会計（法適用含）、地方三公社については、普通会計財務書類に連結対象法人等の財務書類のすべてを合算する「全部連結」の手法が採用されています。

また、第三セクター等については、出資比率が50%以上は全部連結ですが、出資比率が50%以下の場合は、町が実質的に主導的な立場を確保している場合には、全部連結の手法を採用することとされています。なお、出資比率が25%未満の場合が、基本的に連結対象外となりますが、損失補償を付している等、町が実質的に主導的な立場を確保している場合は、全部連結を採用します。

② 比例連結

一部事務組合については、普通会計財務書類に連結対象法人等の財務書類を、出資比率に応じて合算することとされています。

③ 南会津町における連結の方法

以上のことから、平成25年度決算における南会津町の連結財務書類作成においては、

- ・普通会計及び公営事業会計（法適用企業含む）
- ・一部事務組合及び地方三公社
- ・町から出資しているすべての第三セクター等

を連結対象団体とします（連結対象団体は別紙のとおり）。

なお、普通会計と他会計等との連結にあたっては、内部取引にあたる会計間の繰出、繰入等（水道料金等を除く）を相殺しております。

3. 南会津町全体財務書類

(1) 南会津町全体貸借対照表

南会津町全体貸借対照表（概要版）は次のとおりです。

南会津町全体貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産		1. 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	20,868,465
①生活インフラ・国土保全	26,804,072	(2) 手当引当金	3,030,470
②教育	15,478,844		
③福祉	2,810,210	2. 流動負債	
④環境衛生	9,113,025	(1) 翌年度償還予定地方債	1,864,232
⑤産業振興	16,738,191	(2) その他	508,004
⑥消防	819,400		
⑦総務	4,021,107		
有形固定資産計	75,784,849	負債合計	26,271,171
(2) 無形固定資産	114,956		
(3) 売却可能資産	278,342		
2. 投資等			
(1) 投資及び出資金	1,229,545		
(2) 貸付金	23,520		
(3) 基金等	6,845,148		
3. 流動資産			
(1) 資金	3,904,700		
(2) 未収金等	334,895		
		負債純資産合計	88,515,955
資産合計	88,515,955		

南会津町全体貸借対照表を住民一人当たりで換算すると以下のようになります。

住民一人当たり南会津町全体貸借対照表(H26. 3. 31現在 住民基本台帳人口17,389人)

(単位:千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産		1. 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	1,200
①生活インフラ・国土保全	1,541	(2) 退職手当引当金	174
②教育	890		
③福祉	162	2. 流動負債	
④環境衛生	524	(1) 翌年度償還予定地方債	107
⑤産業振興	963	(2) その他	30
⑥消防	47		
⑦総務	231		
有形固定資産計	4,358	負債合計	1,511
(2) 無形固定資産	7		
(3) 売却可能資産	16		
2. 投資等			
(1) 投資及び出資金	71		
(2) 貸付金	1		
(3) 基金等	393		
3. 流動資産			
(1) 資金	225		
(2) 未収金等	19		
		負債純資産合計	5,090
資産合計	5,090		

南会津町全体と普通会計との貸借対照表の比較は以下のとおりです。

比較貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	金額		
	全体	普通会計	差
1. 公共資産			
(1) 有形固定資産			
①生活インフラ・国土保全	26,804,072	20,554,461	6,249,611
②教育	15,478,844	15,465,780	13,064
③福祉	2,810,210	2,810,210	0
④環境衛生	9,113,025	581,411	8,531,614
⑤産業振興	16,738,191	12,204,900	4,533,291
⑥消防	819,400	698,019	121,381
⑦総務	4,021,107	4,006,142	14,965
有形固定資産計	75,784,849	56,320,923	19,463,926
(2) 無形固定資産	114,956	0	114,956
(3) 売却可能資産	278,342	278,342	0
2. 投資等			
(1) 投資及び出資金	1,229,545	1,229,474	71
(2) 貸付金	23,520	0	23,520
(3) 基金等	6,845,148	5,068,192	1,776,956
3. 流動資産			
(1) 資金	3,904,700	2,704,448	1,200,252
(2) 未収金等	334,895	38,474	296,421
資産合計	88,515,955	65,639,853	22,876,102

負債の部	金額		
	全体	普通会計	差
1. 固定負債			
(1) 地方債	20,868,465	13,494,048	7,374,417
(2) 退職手当引当金等	3,030,470	2,290,106	740,364
2. 流動負債			
(1) 翌年度償還予定地方債	1,864,232	1,427,985	436,247
(2) その他	508,004	119,405	388,599
負債合計	26,271,171	17,331,544	8,939,627
純資産の部			
純資産合計	62,244,784	48,308,309	13,936,475
負債純資産合計	88,515,955	65,639,853	22,876,102

普通会計に対し南会津町全体では、資産の部で①生活インフラ・国土保全及び④環境衛生、⑤産業振興の分野が大きく増加していますが、これは公共下水道や水道事業、一部事務組合で保有する資産、さらには第三セクターで保有するスキー場や宿泊施設等の資産が含まれたことによるものです。

負債の部には、退職手当等引当金等の中に、第三セクター等長期借入金も含まれております。

次に、社会資本形成の世代間負担比率については、以下のとおりとなります。

$$\text{現世代負担比率} = \frac{\text{純資産合計}}{\text{公共資産合計（非金融資産合計含）}} = \frac{62,244,784\text{千円}}{76,178,147\text{千円}} = 81.7\%$$

南会津町の比率

普通会計の現世代負担比率 85.4% △3.7%

$$\text{将来世代負担比率} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{公共資産合計（非金融資産合計含）}} = \frac{20,868,465\text{千円}}{76,178,147\text{千円}} = 27.4\%$$

南会津町の比率

普通会計の将来世代負担比率 23.8% +3.6%

(2) 南会津町全体行政コスト計算書

南会津町全体行政コスト計算書（概要版）は次のとおりです。

連結した特別会計等では、受益者からの使用料や保険料等の収入があるため、①福祉及び②産業振興の分野の部門で経常行政コストに対する経常収益の割合が高くなっています。

行政コスト計算書

(単位:千円)

	(構成比率)	金額	生活・インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息等	
1. 人にかかるコスト												
(1)人件費	15.3%	3,074,310	112,538	327,159	280,613	295,733	850,852	354,234	760,314	92,867	0	
(2)退職手当引当金繰入等	1.3%	258,192	△ 2,032	33,386	38,565	12,185	30,717	61,788	76,453	7,130	0	
2. 物にかかるコスト												
(1)物件費	14.9%	2,992,715	78,703	516,042	344,474	476,623	1,183,024	73,289	312,523	8,037	0	
(2)維持補修費	4.3%	868,167	453,421	31,820	4,605	213,903	149,657	7,642	7,119	0	0	
(3)減価償却費	16.8%	3,379,314	835,698	458,156	188,990	545,476	1,006,130	93,642	251,222	0	0	
3. 移転支的コスト												
(1)社会保障給付	31.9%	6,415,430	0	12,514	6,402,916	0	0	0	0	0	0	
(2)補助金等	7.8%	1,576,157	6,644	112,016	1,008,307	32,332	271,360	430,136	△ 285,660	1,022	0	
(3)他会計等への支出	1.1%	229,974	△ 8,528	0	235,083	3,420	△ 1	0	0	0	0	
(4)その他	1.4%	287,481	0	0	2,718	13,461	185,905	8,384	77,013	0	0	
4. その他のコスト												
(1)支払利息等	5.2%	1,042,486	0	0	96,453	173	623,438	378	1,469	0	320,575	
経常行政コスト(A)		20,124,226	1,476,444	1,491,093	8,602,724	1,593,306	4,301,082	1,029,493	1,200,453	109,056	320,575	
(構成比率)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
												一般財源 振替額
使用料・手数料		186,956	35,401	4,538	40,266	62,345	3,069	571	11,110	0	0	29,656
分担金・負担金・寄付金		2,880,237	△ 45,271	790	2,820,987	△ 539,487	3,172	21,976	△ 441,339	0	46,953	1,012,456
保険料・事業収益		3,068,456	87,094	0	813,078	344,364	1,770,869	0	24,808	0	28,243	0
その他		188,333	△ 6,404	0	17,158	△ 13,584	161,324	0	1,595	0	28,244	0
経常収益(B)		6,323,982	70,820	5,328	3,691,489	△ 146,362	1,938,434	22,547	△ 403,826	0	103,440	1,042,112
純経常行政コスト(A)-(B)		13,800,244	1,405,624	1,485,765	4,911,235	1,739,668	2,362,648	1,006,946	1,604,279	109,056	217,135	△ 1,042,112
(B)／(A)		31.42%	4.80%	0.36%	42.91%	△ 9.19%	45.07%	2.19%	△ 33.64%	0.00%	32.27%	

住民一人当たり比較行政コスト計算書

(H26. 3. 31現在 住民基本台帳人口17,389人)

	全体	普通会計	差
1. 人にかかるコスト			
(1) 人件費	177	106	71
(2) 退職手当引当金繰入等	15	11	4
2. 物にかかるコスト			
(1) 物件費	172	99	73
(2) 維持補修費	50	34	16
(3) 減価償却費	194	141	53
3. 移転支的コスト			
(1) 社会保障給付	369	48	321
(2) 補助金等	91	98	△7
(3) 他会計等への支出	13	83	△70
(4) その他	16	0	16
4. その他のコスト			
(1) 支払利息等	60	7	53
経常行政コスト(A)	1157	627	530

住民一人当たりの南会津町全体行政コストは 794 千円になり普通会計行政コストより 177 千円の増となります。なお、補助金等及び他会計等への支出がマイナスになっているのは、繰入繰出といった会計間の取引を相殺消去したためです。

使用料・手数料	11	7	4
分担金・負担金・寄付金	166	3	163
保険料・事業収益	176	0	176
その他	10	0	10
経常収益(B)	363	10	353
純経常行政コスト(A)-(B)	794	617	177

※端数処理により内訳と合計が一致しない箇所があります。

受益者負担比率については以下のとおりです。

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益（業務収益）}}{\text{経常行政コスト合計（経常費用）}} = \frac{\text{南会津町の比率}}{\text{南会津町の比率}} = \frac{6,323,982\text{千円}}{20,124,226\text{千円}} = 31.4\%$$

普通会計の受益者負担比率 1.6% +29.8%

国民健康保険や公共下水道等の特別会計は、受益者から保険料や使用料を徴収していることから、南会津町全体行政コスト計算書においては普通会計行政コスト計算書よりも受益者負担比率が高くなります。

(3) 南会津町全体純資産変動計算書

南会津町全体純資産変動計算書（概要版）

は右記のとおりです。

期首純資産残高に対して期末純資産残高が 628,659 千円増となっております。

純資産変動計算書

(単位:千円)

	金額
期首純資産残高	61,616,125
純経常行政コスト	△ 13,800,244
財源調達	
地方税	1,572,427
地方交付税	7,101,362
その他行政コスト充当財源	693,293
補助金	5,040,983
臨時損益等	20,838
期末純資産残高	62,244,784

(4) 南会津町全体資金収支計算書

南会津町全体資金収支計算書（概要版）は次のとおりです。

資金収支計算書

（単位：千円）

	支出	収入	収支額
1. 経常的収支	17,357,056	21,024,636	3,667,580
2. 公共資産整備収支	2,755,201	2,116,031	△ 639,170
3. 投資・財務的収支	3,206,349	209,737	△ 2,996,612
計	23,318,606	23,350,404	31,798

当年度繰上充用金増減額	0
当年度資金増減額	31,798
期首資金残高	3,872,902
期末資金残高	3,904,700

普通会計資金収支計算書において「資金」は歳計現金を示していますが、南会津町全体資金収支計算書における「資金」は、歳計現金だけではなく財政調整基金等を含んだ額となります。

IV. 連結財務書類から見える今後の課題等

本町において新地方公会計制度に基づく財務書類を作成して6年目となった今年度も、普通会計や特別会計の他、一部事務組合や地方3公社、第三セクター等を連結した町全体の財務4表を作成しました。

それにより、明らかになった今後の主な課題等は以下のとおりです。

(1) “すべてが町の資産・負債”であるという視点で考える

今回の連結財務書類作成により、町全体での資産は増加しましたが、それと関連して、例えば、第三セクターの長期借入金等、これまでの財務書類では見えなかった「負債」が明らかになっています。

今回連結した関係団体等が所有する資産や負債などは、所有はそれぞれ違っても、「すべてが町の資産・負債」であり、それらの運用いかんによって、住民への負担に直接のしかかってくると言えます。今後は将来世代への負担軽減を図りながら、資産や負債などすべての行政資源とコスト等を総合的に把握した行政運営が必要となっています。

(2) “受益者負担”によるコスト削減

行政コスト計算書から分かるように、使用料や手数料などの「収益」で人件費や物件費、社会保障給付等の「費用」を賄い切れない状況にあります。受益者負担率は現時点で平均的な水準を保っていますが、今後さらなる少子・高齢化の進行が予想される中、特に福祉の分野での社会保障給付等にかかるコストが増加してくることが予想されます。税収確保が望めない中、一概にコストに見合う受益者負担を増やすことは難しいと思われませんが、受益者負担の見直しや介護予防等による社会保障給付費の削減等に取り

組む必要があります。

(3) 第三セクターについて

町内の第三セクターは、特に大きな資産を保有していない中、経営のための財源の多くを行政からの投資・出資金や指定管理料等によって賄っています。今年度も投資損失引当金を計上しており、そのことは、第三セクターのみならず、町、最終的には住民に対する負担へとつながっていきます。

また、老朽化した施設も数多く抱えていることから、地域住民の意見や「第三セクター経営評価委員会」による検討結果を参考にしながら、中長期的な視点で施設管理や経営改善に取り組んでいく必要があります。

V. 今後の新地方公会計制度について

従来の官庁会計は、単式簿記・現金主義によるもので、「現金」という一つの科目の収支のみを記録するものですが、新地方公会計による財務書類は、現金の収支に関わらず、一つの取引について、原因と結果の両方から二面的に記録することで、資産の動きや行政サービスの提供に必要なコストを把握することが可能となります。

しかし、現在、多くの地方公共団体において作成されている財務書類は、既存の決算統計データを活用しているため、本格的な複式簿記の導入がされておらず、固定資産台帳についても、必ずしも整備が前提とされていません。

このことから、平成 26 年 4 月に、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」が取りまとめられ、財務書類作成に関する『統一的な基準』が示されました。

統一的な基準による財務書類は、「複式簿記の導入と固定資産台帳の整備」が前提とされ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、すべての地方公共団体において作成することとなります。

また、固定資産台帳については、財務書類作成において整備が前提とされる基礎資料としての役割のほか、施設別のコストの分析等、公共施設マネジメントにも活用が可能となることから、早期整備が必要となります。

南会津町においても、今後の動向を注視しながら、新しい基準に則した財務書類及び固定資産台帳の整備を進めていきます。

